

銃砲刀剣類所持等取締法に係る処分基準の改定について

1 改正理由

最近におけるクロスボウを使用した犯罪の実情等に鑑み、これによる危害の発生を防止するため、許可を受けた者が所持する場合等を除いて、その所持を禁止するとともに、その所持許可の要件及び当該所持許可を受けた者の義務等を定める銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（以下「法」という。）が令和3年6月16日に公布され、令和4年3月15日に施行されることとなった。

これに伴い、処分基準の改定を行うもの

2 主な改定の内容

- (1) 処分基準「許可クロスボウに係る表示措置命令」の新設
- (2) 処分基準「クロスボウ射撃指導員の指定の解除」の新設
- (3) 処分基準「クロスボウ射撃資格の認定の取消し」の新設
- (4) 処分基準「クロスボウ保管業者に対する措置命令」の新設
- (5) 処分基準「クロスボウ保管業者の業務の廃止命令、停止命令」の新設
- (6) 処分基準「クロスボウ射撃指導員の許可の取消し」の新設
- (7) その他所要の改定

3 施行日

令和4年3月15日